

議案第 3 4 号

市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 1 1 月 2 9 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
市川市立保育園の設置及び管理に関する条例（昭和 3 9 年条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表市川市立市川南保育園の項を削る。

第 1 1 条を削り、第 1 2 条を第 1 1 条とし、第 1 3 条を第 1 2 条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（保育料に関する経過措置）

2 令和 2 年 4 月 1 日前に市川市立市川南保育園に係る改正前の第 6 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項に規定する保育の利用の承諾を受けた保護者及び同日前に本市が市川市立市川南保育園において同条第 4 項に規定する措置を行った乳幼児又はその扶養義務者が納付すべき同条に規定する保育料（市川市立保育園の設置及び管理に関する条例及び市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和元年条例第 1 8 号）附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた保育料を含む。）については、なお従前の

例による。

(過料に関する経過措置)

- 3 令和2年4月1日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する過料の規定の適用については、なお従前の例による。

理 由

保育サービスの更なる充実を図ることを目的として、市川市立市川南保育園を社会福祉法人による認可保育園とするため、市川市立市川南保育園の公の施設としての供用を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。